

○寒川町中小企業活性化事業補助金交付要綱

平成28年4月1日

改正 平成29年4月1日

平成30年9月1日

平成31年1月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)が、経営基盤及び競争力の強化を図るために行う事業に補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱により補助金の交付を受ける者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 町内において事業所を有し、事業を営んでいること。
- (2) 町税を完納していること。
- (3) ISO等認証取得事業に係る補助金の交付を受ける場合にあつては、町内に所在する事業所がISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ、ISO22000シリーズ(FSSC22000シリーズ)、エコアクション21、エコステージ、KES及びjfsmの認証登録の対象であること。
- (4) 資格取得事業に係る補助金の交付を受ける場合にあつては、申請者において従業員の資格取得に係る費用を負担していること。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱において補助の対象となる事業の名称、補助の対象となる事業の内容、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第4条 別表に掲げる補助金の交付を受けようとする者は、事業を完了してから6ヶ月以内に、寒川町中小企業活性化事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業補助金調書(第2号様式)

- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 登記事項証明書
- (4) 定款の写し
- (5) 会社の経歴書
- (6) 町税に係る納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(実績報告書)

第5条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条第2項の規定に基づき当該補助金に係る実績報告書を提出することを省略することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(寒川町中小企業ISO等認証取得促進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 寒川町中小企業ISO等認証取得促進事業費補助金交付要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月1日)

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(平成31年1月30日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

別表

区分	内容	経費	補助金の額等	
ISO等認証取得事	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ、ISO22000シリーズ(FSSC22000シリーズ)、	1 次に掲げる経費の総額(消費税相当額を除く。)とし、社員研修費、コンサルタント費、マニュアル作成費など	補助対象経費の3分の1以内とし、50万円を限度とす	補助金の交付は、それぞれの新規の取得申請に限り1回限

業補助金	エコアクション21、エコステージ、KES及びjfsmの認証取得	<p>は除く。</p> <p>(1) 申請料(基本料金)</p> <p>(2) 審査料(審査員旅費交通費を含む)</p> <p>(3) 登録料(登録証発行費用を含む)</p> <p>(4) その他審査登録に必要な費用(認証取得の定期審査料などは対象外)</p> <p>2 町外に所在する事業所も併せて認証取得する場合の補助対象経費は、町内に所在する事業所に係る経費のみとする。ただし、事業所ごとに区分することができないものについては、補助金申請日における認証取得の対象となるすべての事業所の従業員数(1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者を除く。)に占める町内に所在する事業所の従業員数の割合を算定し、その経費に乗じて得た額とする。</p>	<p>る。ただし、エコアクション21、エコステージ、KES及びjfsmについては、20万円を限度とする。</p>	りとする。
販路拡大等事業補助金	商品又は技術等の販路拡大を支援するため、国内・海外の展示会等への出展	<p>主催者に支払った出展料、展示装飾代、オプション備品代等の出展経費(消費税相当額を除く。)(展示品等製作費、運搬費、旅費、宿泊費等は対象外)</p>	<p>補助対象経費の5分の4以内とし、30万円を限度とする。</p>	補助金の交付は、年度内1回限りとする。
	販路拡大に伴うホームページ	ホームページ及びPR動画作	補助対象経費	

	ページ及びPR動画の作成	成に伴う委託料又はホームページ作成ソフト購入経費(消費税相当額を除く。)	の5分の4以内とし、10万円を限度とする。	
資格取得事業補助金	事業経営上有用な専門性の高い資格、免許等(法律に基づいて国や国から委託を受けた機関が実施する資格、又は国家資格と民間資格の中間に位置付けられる資格で、民間団体や公益法人が実施し官庁や大臣が認定する資格)	次に掲げる経費の総額(消費税相当額を除く。) (1) 受験料 (2) 研修、教習の受講料 (3) 資格の登録料 (第一種普通免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許、原動機付自転車免許及び小型特殊免許及び民間団体や企業が独自に審査基準を設けて任意で認定する資格は対象外)	補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。	補助金の交付は、1人につき年度内1回、1事業所につき年度内2人限りとする。